

# 契 約 図 書

## 【起工設計】

業 務 名：新幡郷発電所ほか除草業務委託

施工位置：西伯郡伯耆町金廻ほか

# 業務概要書

- 1 業務名 新幡郷発電所ほか除草業務委託
- 2 業務場所 西伯郡伯耆町金廻ほか
- 3 履行期間 令和8年12月15日限り
- 4 事業目的
- 5 業務内容  
(竹内西緑地)  
除草 A=24000m<sup>2</sup>  
  
(境港中野)  
除草 A=700m<sup>2</sup>  
  
(日野川工業用水道)  
除草 A=12900m<sup>2</sup>  
側溝清掃 L=95m  
  
(水力発電所)  
除草 A=16600m<sup>2</sup>

位置図：新幡郷発電所ほか除草業務委託



# 特記仕様書（令和8年度版）

業務名：新幡郷発電所ほか除草業務委託

施工位置：西伯郡伯耆町金廻ほか

## 【目的】

本業務は、鳥取県企業局が管理する新幡郷発電所管理地・太陽光発電所・日野川工業用水道管理地の適正な維持管理のため、除草、側溝清掃（泥上げ）作業を行うものである。

## 【適用範囲】

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか、契約図書によること。

## 【施工位置】

新幡郷発電所：西伯郡伯耆町中祖～金廻

竹内西緑地太陽光発電所：境港市竹内町

境港中野太陽光発電所：境港市中野町

日野川工業用水道：米子市観音寺～西伯郡伯耆町大殿

## 【作業予定時期】

（除草）

年度を通じて管理地の良好な状態を維持する必要があるため、年1回のみ箇所については、草の生長が落ち着く9月上旬～10月上旬頃の実施、年2回の箇所については、1回目を6月下旬～7月上旬頃、2回目を9月中旬～10月中旬頃の実施を予定しているため、当該期間中に実施できるよう体制を整えること。

原則、受注者都合による作業時期の変更は認めないものとするが、草の生長状況等により時期を調整する可能性があるため、作業時期について着手前に監督員と協議すること。

なお、企業局職員の巡視結果、または、一般の方から苦情があった場合等、緊急に除草作業の前倒し、追加等を指示する場合がありますので、監督員の指示に従い対応すること。

（側溝清掃（泥上げ））

調達公告時点における側溝清掃時期は非灌漑期の10月～11月頃の実施を予定しているが、地元関係者との調整により、前倒しで実施する必要があることから、留意するとともに監督員の指示に従うこと。

また、地元協議の結果、泥上げ以外の追加作業が必要となった場合は、別途指示し、変更設計の対象とするので、監督員の指示に従い対応すること。

## 【作業範囲の変更等】

本業務で実施する除草箇所は、企業局の管理地であるが、借地等の理由で除草面積が増減する可能性がある。

側溝清掃箇所（延長）の詳細については地元関係者との協議により増減する可能性がある。

なお、上記理由に伴う業務数量の変更については、別途、指示書を発出し、設計変更にて処理するものとする。

**【除草に伴う刈草の処理】**

除草後の刈草については、施工箇所毎に指定する範囲内の集草を行い、飛散等支障ないよう現地に存置すること。

また、草刈中についても、飛石等により隣接する事業所等に影響のないよう十分注意して作業を行うこと。なお、飛散防止措置に関する費用については積算計上してある。

境港中野太陽光発電所において発生する刈草については、県道への飛散防止の観点から、竹内西緑地太陽光発電所への運搬（運搬距離 L=2.5 km）することとしており、その費用を積算計上しているため、実施すること。

**【除草に伴う刈草等の処分】**

除草作業で発生した刈草は一般廃棄物として処分することとし、運搬距離、処分先、処分費は以下のとおり見込んで積算計上している。

草：(有) 山陰クリエート 費用 1 m<sup>3</sup> 当たり 5,000 円

<日野川工業用水道：米子市、伯耆町>

浄水場 → (有) 山陰クリエート 運搬距離 L=17.6 km

大川 → (有) 山陰クリエート 運搬距離 L=15.8 km

大殿 → (有) 山陰クリエート 運搬距離 L=18.6 km

当初設計における草の処分量は想定である。処分量は実績に応じて変更するため、以下の出来形管理を行い、処分完了後は打合せ簿により伝票等処分数量が分かるものを添付して協議すること。

工種	項目	規格	摘要
発生材(草) 搬出量	伝票管理を行う。	運搬車全数管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

**【側溝清掃に伴う泥の処理】**

側溝背後の企業局管理地へ泥上げして存置することを予定している。

**【ゴミの処理】**

区画内にゴミが存在する場合は収集、処分施設へ運搬・処分することを指示することがあるので留意し、該当があれば監督員に報告すること。

なお、この場合は実績数量により設計変更を行うため、作業終了後は速やかに伝票等を提出すること。

### 【施工管理】

本業務における施工管理は下記のとおり実施すること。

工 種	施工管理基準	施工検査（監督員立会）
除 草	施工箇所毎の施工前、中、後の写真による管理。 （施工前、後） ：区画ごとに全景が確認できるものを2枚ずつ （施工中） ：区画ごとに各工種（機械除草、人力除草、集草）の作業状況がわかるものを1枚ずつ	全施工箇所について、作業終了後に監督員が完了状況を確認する。 （作業終了後は速やかに監督員へ報告し、立会検査の日程調整を行う。）
履行報告	履行報告書の提出	毎月（書面で確認）

### 【諸経费率】

本業務は堤防除草等と同程度のため、河川維持の諸経費を見込んでいる。

### 【変更契約】

本業務の契約数量は、契約図書で定めた数量であり、数量の変更が生じる場合は、作業実施前に協議書を提出のうえ、監督員と協議すること。

なお、契約金額について、契約数量の増減に応じた増減を行うこととする。

### 【情報共有システム】

当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。

### 【その他】

その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。

